

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2021

5

May



No.568

SCHEDULE 主要行事予定 令和3年5月～7月

5月

7日(金) **一般不可**
●青年部会正副部会長会議
【場所】 法人会会議室
【時間】 18:30～

17日(月) **一般不可**
●総務財政委員会
【場所】 法人会会議室
【時間】 18:00～

18日(火) **一般不可**
●青年部会役員会
【場所】 法人会会議室
【時間】 19:00～

21日(金) **一般可**
●インボイス制度説明会及び
決算法人説明会(※予約制)
【場所】 法人会会議室
【時間】 13:30～

24日(月) **一般可**
●新設法人説明会
【場所】 法人会会議室
【時間】 13:30～

6月

1日(火) **一般不可**
●青年部会正副部会長会議
【場所】 法人会会議室
【時間】 18:30～

8日(火) **一般不可**
●青年部会役員会
【場所】 法人会会議室
【時間】 19:00～

18日(金) **一般不可**
●生活習慣病検診①
【場所】 ココファン横浜鶴見
【時間】 9:00～

21日(月) **一般不可**
●生活習慣病検診②
【場所】 ココファン横浜鶴見
【時間】 9:00～

22日(火) **一般不可**
●生活習慣病検診③
【場所】 ココファン横浜鶴見
【時間】 9:00～

22日(火) **一般不可**
●第10回通常総会
【場所】 ホテルキャメロットジャパン
【時間】 16:00～

25日(金) **一般可**
●インボイス制度説明会及び
決算法人説明会(※予約制)
【場所】 法人会会議室
【時間】 13:30～

7月

5日(月) **一般可**
●税務研修会
【場所】 法人会会議室
【時間】 17:00～

6日(火) **一般可**
●税務研修会
【場所】 法人会会議室
【時間】 17:00～

6日(火) **一般不可**
●青年部会正副部会長会議
【場所】 法人会会議室
【時間】 18:30～

13日(火) **一般不可**
●青年部会役員会
【場所】 法人会会議室
【時間】 19:00～

26日(月) **一般可**
●インボイス制度説明会及び
決算法人説明会(※予約制)
【場所】 法人会会議室
【時間】 13:30～

28日(水) **一般可**
●新設法人説明会
【場所】 法人会会議室
【時間】 13:30～

労働保険のお知らせ

令和3年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、
6月1日(火)～7月12日(月)です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための
一般抛出品も申告・納付となります。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です》
正しい申告のために…早目にご準備を。
労働保険の申請は便利な電子申請で!

労働保険の電子申請

検索

お問い合わせは

神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課
適用第1係・第2係・第3係 電話:045-650-2803

新入会員紹介

令和3年2月～令和3年3月

支部名	法人名	正会員・賛助会員		代表者氏名	住所	
		正会員	賛助会員	業種	紹介者	
駒岡	(株)スマイルコーポレーション	正会員	平柳 直哉	駒岡1-27-1	飲食店経営	ツルミ印刷(株)
			573-8883			

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

- 相談日 令和3年5月19日(水)、7月21日(水)
- 時間 午後1時
- 場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談を希望される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。
なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

鶴見法人会に入りませんか?

法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の
約2000社が入会

入会の
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで <http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

Profile



法人名:(株)堀野工務店
役職名:代表取締役
氏名:堀野 弘樹 氏
続柄:長女
氏名:堀野 ^{あかね} 朱音 様
愛犬:3歳 こだま
趣味:書道
支部:市場支部

撮影場所:(有)セントラルスタジオ

INDEX

会員優待サービスブック	1
鶴見税務署からのお知らせ	2～3
鶴見ガイドあれこれ	4～5
税金クイズ	6
横浜市からのお知らせ	7
税制改正に関する提言の主な実現事項	8
税金クイズ解答	9

募集中! 会員ご家族の思い出に、表紙のモデルさん募集中! お問い合わせは、事務局 045-521-2531 まで

同封のサービスブック、会員法人会会員優待カードについて



社長も社員も使えるハッピーなサービス会員優待サービスブック2021年度版をお届けします。地元鶴見地区の店舗をはじめ、掲載大型レジャー施設、店舗の優待を受けることができます。優待先でのご利用には、同封の法人会会員優待カードの提示が必要となります。会員優待カードには、法人名、会員番号の記載が必要となります。会員番号は、当会の情報誌「ホットライン」封筒宛名欄(貴社)の法人名の下、6桁の番号となりますので、ご確認ください。

不明の場合は、法人会事務局にお電話をいただければ、お伝えいたします。会員優待カードは、8枚綴りとなっておりますが、追加が必要な場合は、法人会事務局にお問合せください。多くの会員の方々のご利用をお待ちしております。



使って快適!
イー・タックス
e-Tax

納税証明書の
請求は

便利な
スマホからの請求を
ご利用ください!



タブレット端末
からでも
利用できます。



オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の
送信が不要です!!



自宅等で
請求データを作成・送信

スマートフォンやタブレット端末、自宅等のパソコンで
納税証明書請求データを作成・送信します。

ご指定日に税務署窓口で
本人確認後に受取

窓口で書面により請求する場合と比べ
短い時間で受け取れます。

(請求日当日の受取を指定された場合には、
多少お時間をいただくことがあります。)

こ ん な メ リ ッ ト も !

手数料がおトクです。

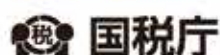
1 税目 1 年度
1 枚 370 円 (通常400円)

窓口での待ち時間が
短縮できます。

e-Taxの
利用可能時間

- 月曜日～金曜日 (休祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間
(注) 休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。
- 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の 8 時30分～24時
(注) 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>



オンライン請求 の手順




納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) のe-Taxソフト (WEB版) または e-Taxソフト (SP版) をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
(代理人による受取には委任状が必要となります。)

STEP
1

スマートフォンや自宅のパソコン等で 納税証明書請求データを作成



- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト (SP版) から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。 <https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp1.htm> ⇒ 
 - ▶ e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) のe-Taxソフト (WEB版) から作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求 (署名省略分)」を選択し作成してください。
- (注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。


STEP
2

オンライン請求

- 画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック (タップ) してください。
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

STEP
3

税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類 (運転免許証など) 及び個人に係る請求の場合には番号確認書類 (マイナンバーカードなど) をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類 (運転免許証など) のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類 (マイナンバーカードなど) の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。⇒ 

STEP
4

納税証明書の受取

- 手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。



郵送または電子ファイルで受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信ができる方は、郵送または電子ファイルでの受け取りもできます!!

- (注) e-Taxソフト (SP版) では、ご利用になれません。
電子証明書の取得やICカードリーダーライタの購入等の事前準備が必要です。
インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料 (郵送の場合は手数料+郵送料) を電子納付する必要があります。

- ① 郵送で書面受取 (別途郵送料がかかります。)
 - ② e-Taxで電子納税証明書 (電子ファイル) をダウンロード (ダウンロードした電子ファイルは有効期限内であれば何度でもお使いいただけます。)
- (注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書 (電子ファイル) の提出が可能か確認してください。

e-Taxホームページ

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問 (Q&A) に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。
e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時 (土日祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ワッくん鶴見カルタのポイントめぐり

お散歩マップ紹介シリーズ第二弾は、上末吉から三ッ池公園を経て横溝屋敷へと向かう



今回は、同じ大学の出身でもある長男と姪のいとこコンビに取材を依頼してみました。ほぼ知らないルートをお散歩マップだけを頼りに歩いてもらいます。



が、近くに公衆電話のBOXがあるのが目印です。階段を下ったところに「四辻の地蔵」(1652年建立)があります。



スタートは、鶴見駅東口から市営バス13系統で15分ほど離れた「上末吉」バス停。歩道橋をくぐると「歴史と緑の散歩道」の石碑がすぐに見えてきます。



くと大きな鳥居があり、今度は駒岡浅間神社が見えてきます。鳥居の大きさと本殿の小ささが特徴的です。



そして小学校脇の階段を上ると、すぐに最初の目的地の表示があるので、更に石段を上がっていくと少し開けて「㊦兜塚」



元の道に戻ると、左手には野球のグラウンドがあり大きく開けてきます。その辺りから見える一帯が「㊦末吉大地」にあたります。兜塚ふれあいの樹林を抜けると、ルートは住宅街の中へ。こんなところにも「歴史と緑の散歩道」の石碑があります。このルート上はここここにあるので、道も間違いにくいですね。



その先にあるのが「梶山橋(陸橋)」。環状2号線のスノーヴァ新横浜の上を通っている橋で、渡ることより下から眺めることの方が多かったかもしれません。



その横の階段を上って

目安となる「梶山二丁目22」の看板ははがれていたようなので要注意です





「歴史と緑の散歩道」

三ツ池公園入口の手前あたりには「五輪供養塔」(1796年建立)が祀られています。



さて、このコースの中ほどにある大きな公園「◎三ツ池公園」には、遊びの森の上にある入口から入っていきます。入ってすぐにトイレもあるので安心です。四季折々の草花も楽しめるので、休憩したりゆっくり過ごすのもよいでしょう。この原稿を書いている頃は桜も満開でした。お散歩の再開は、花の広場の上から出かけましょう。



総持学園グラウンド脇を抜けると、またしばらくは住宅街の中を進みます。バス通りに出たら左折していくと、「◎二ツ池」に出ます。池のほとりに遊歩道が整備された駒岡池と自然の姿そのままの獅子ヶ谷池は対照的な印象です。

ニューツルミゴルフ練習場の手前を右折するとまた「歴史と緑の散歩道」の小さな石碑が。特別養護老人ホームやまゆりホームとの間を上って「◎獅子ヶ谷市民の森」へと入っていきます。見晴らし台もありますが、周りの木々が大きく育ってしまい、

展望は……

西谷広場におりると、車の通る道路と道路の間に「獅子ヶ谷せせらぎの小径」があります。子どもたちが小さい頃は、さきいかをタコ糸につるしてザリガニ釣りしたりしましたっけ。



小径を抜けるとゴールの「◎横溝屋敷」が見えてきます。息子たちがお散歩をしたこの日は、まだ緊急事態宣言発出中だったので、見学も制限されていました。平常なら2~3月は主屋にところ狭しとひな人形が飾られたり、5月には大きなこいのぼりが泳いでいたり、さまざまな季節のイベントが企画されていますが、昨年からは中止が多く、寂しい限りですね。

帰りがけ、トレッサ横浜近くの「神明社」バス停にもまた「歴史と緑の散歩道」の大きな石碑があります。逆ルートのお散歩もまた楽しいですよ。



このお散歩マップは、鶴見区役所2階の「つるみ区民活動センター」に置いてあります。

(なお、コロナ禍の影響で開場時間等を変更している施設があります。ご利用の際は各施設にお問い合わせください。)

鶴見税務署幹部と一緒に考える 税金クイズ

女性部会では、毎年秋に鶴見税務署の署長はじめ幹部の方々をお招きした、税務研修会を実施していました。しかし、昨年は皆さまと集まっての研修会が開催できなかったため、例年のように鶴見税務署の方が考えてくださったクイズを、部会員の皆さまに郵送させていただきました。そのクイズの中から抜粋してご紹介します。今回のテーマは「税に関する今・昔クイズ」です。さて、何問分かりますか？(答えは8ページにあります)

1

税の歴史「租・庸・調」

701年の大宝律令に盛り込まれた「租・庸・調」という税の制度のうち、「租」は男女の農民に課された税ですが、その税率は収穫の何パーセントだったでしょうか？

1. 約3% 2. 約10% 3. 約30%



2

税の歴史「地租改正」

明治政府は、歳入の安定を図るため、廃藩置県に伴い1873年(明治6年)に地租改正を実施しました。年貢を廃止して、地価を課税基準として地租を賦課し、貨幣で納めさせましたが、その税率は地価の何パーセントだったでしょうか？

1. 3% 2. 10% 3. 30%

3

税務調査「申告漏れ額」

平成30事務年度の法人税の実地調査(税務調査)で把握した1件当たりの申告漏れ所得金額はいくらだったでしょうか？

1. 約1,000万円 2. 約1,200万円 3. 約1,400万円

4

税務調査「富裕層」

平成30事務年度のいわゆる「富裕層」に対する所得税の実地調査(税務調査)は約5,300件実施されましたが、その追徴税額はいくらだったでしょうか？

1. 約100億円 2. 約200億円 3. 約300億円

5

査察調査「告発」

国税庁では、悪質な脱税者に対して査察調査を実施し、積極的な立件、告発を行っています。令和元年度中に処理した件数は165件ですが、そのうち検察官に告発した件数は何件だったでしょうか？

1. 97件 2. 116件 3. 164件



6

滞納整理「インターネット公売」

令和元年度のインターネット公売では、延べ1万人の方の参加があり、自動車、宝飾品及び不動産など約2,200物件が売却されました。その売却総額はいくらだったでしょうか？

1. 約2億6千万円 2. 約3億6千万円 3. 約4億6千万円

7

納税「ダイレクト納付」

e-Taxを利用して電子申告等をした後、簡単な操作で、届け出をした預貯金口座からの振り替えによって納付することができる納付手段を「ダイレクト納付」といいます。この「ダイレクト納付」に対応した金融機関の数は令和3年3月末現在でいくつあるでしょうか？

1. 434 2. 534 3. 634

～「横浜みどり税」について～

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年度から市民の皆様へ「横浜みどり税」をご負担いただいています。今後も「横浜みどりアップ計画2019-2023」を進めていくため、引き続きご負担をお願いします。



平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に9%相当額を上乗せして申告納付をお願いします。

法人の区分		横浜みどり税を含む税率 (年 額)
資本金等の額	従業者数	
下記以外の法人等	人数にかかわらず	54,500円
1千万円以下	50人以下	54,500円
	50人超	130,800円
1千万円超1億円以下	50人以下	141,700円
	50人超	163,500円
1億円超10億円以下	50人以下	174,400円
	50人超	436,000円
10億円超50億円以下	50人以下	446,900円
	50人超	1,907,500円
50億円超	50人以下	446,900円
	50人超	3,270,000円

※平成26年4月1日以降に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただいています。

※ 中間(予定)申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。

※ 申告税額が異なることが判明した場合は、更正(地方税法321条の11)の対象となりますので、ご注意ください。

～法人税割の一部国税化に伴う税率の変更～

地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、地方税法における法人市民税法人税割の税率が3.7%引き下げられ、その引下げ相当分が国税化されました。これに伴い、本市においても、法人市民税法人税割の税率を3.7%ずつ引き下げます。

資本金の額及び出資金の額	税率		差
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
10億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び法人税法第4条の7に規定する受託法人	12.1%	8.4%	▲3.7%
5億円以上10億円未満の法人	10.9%	7.2%	
5億円未満の法人及び資本又は出資を有しない法人等(保険業法に規定する相互会社を除く)	9.7%	6.0%	

都道府県民税と市町村民税を合わせた法人住民税の税率引下げ相当分が地方法人税の税率に引き上げられることから、法人の税負担は変わりません。

法人市民税に関する申告先・お問合せ

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当
〒231-8316 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階 電話:045-671-4481
受付時間:午前8時45分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く。)
※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」はお取り扱いしておりません。

令和3年度分の特別徴収税額決定通知書は、令和3年5月17日に発送予定です。
また、4月16日～5月10日までに提出された「給与所得者異動届出書」等については、5月28日に発送する税額通知書にて反映予定です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、窓口に向かず次の納付方法で市税の納付ができます。
・地方税共通納税システム ・ペイジー納付
・クレジット納税 ・スマホ決済 ・口座振替
※令和3年4月からPayPay銀行、楽天銀行でペイジー納付及び口座振替が可能です。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されました。

法人会では、昨年9月に「令和3年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長、土地に係る固定資産税の課税標準額が据え置かれるなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。	・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。	・中小企業投資促進税制に商業・サービス業・農林水産業活性化税制を整理・統合したうえで、適用期限が2年延長されました。

3. 中小企業の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
・「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。	・中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備が追加されたうえで、2年延長されました。 ・中小企業防災・減災投資促進税制について、計画の認定期限が設けられるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われました。

[地方税]

1. 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言	改正の概要
・令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以來28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。	・令和3年度に限り、税額が増加する宅地等（負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満の土地に限る）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る）については、令和2年度の課税標準額と同額となります。

[その他]

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

法人会提言	改正の概要
・新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。	・新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和4年3月31日まで延長されました。

2. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
・少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。	・子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を減免する特例措置について、適用期限が2年延長されました。

ホットライン 発行月変更のお知らせ

令和3年度より、ホットライン発行月が下記のとおり、6回から4回に変更になります。

従 来 5月 7月 9月 11月 1月 3月 (6回)

変更後 5月 8月 11月 2月 (4回)

公益社団法人 鶴見法人会
会 長 大島 正之
広報委員長 小林 政仁

鶴見ガイドあれこれ

番外編

鶴見税務署幹部と一緒に考える 税金クイズ 解答

- 1. 約3%**

税の仕組みができたのは、701年の飛鳥時代まで遡ります。
「租」の税率は収穫の約3%でした。また「庸」は都で年間10日間の労働、又は布を納める税で、「調」は布や絹などの諸国の特産物を納める税でした。なお、「庸」と「調」は男子のみに課税され、農民の手で都に運ばれました。
- 2. 1. 3%**

税率は地価の3%とされました。江戸時代には年貢を免除されていた武家地や町地なども課税の対象となりました。
- 3. 約1,400万円**

実地調査は、納税者の事業所などにおいて帳簿などを確認し、申告に誤りがあれば是正を求めるものです。
平成30事務年度の1件当たりの申告漏れ所得金額は、申告所得税が819万円、法人税は1,397万円となっています。
なお、事務年度とは、国税庁が事務を実施する7月1日から翌年6月30日までの一年間をいい、平成30事務年度とは、平成30年7月1日から令和元年6月30日までの一年間を指します。
- 4. 2. 約200億円**

いわゆる「富裕層」とは、有価証券・不動産等の大口所有者や経常的な所得が特に高額な納税者を指します。
国税庁では、富裕層について、国外財産調書や財産債務調書などの法定調書、外国の税務当局との情報ネットワークを活用し、積極的に情報を収集しています。
- 5. 2. 116件**

経済取引の広域化・国際化及びICT化はもとより、金融取引の多様化などにより、脱税の手段は複雑・巧妙化しています。
165件中116件について告発し、その告発率は70.3%となっています。
また、令和元年度中に一審判決が言い渡された件数は124件で、そのすべての事件で有罪判決が出され、実刑判決が5人出ています。
- 6. 3. 約4億6千万円**

滞納となった税金を徴収するため、差し押さえた財産を強制的に売却して、その代金を納税に充てる制度を公売といいます。
国税局や税務署では、公売会場で行う入札や競り売りのほか、民間のオークションサイトを活用したインターネット公売を平成19年から実施しています。
- 7. 1. 434**

このダイレクト納付には、電子証明書が不要であるなど、これまでの電子納税の利便性に加え、「インターネットバンキングの契約が不要」、「即時又は期日を指定して納付することが可能」、「税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことが可能」といった利便性があります。
また、令和3年1月からe-Taxにて利用届出書を送信することが可能となりました。

何問正解できましたか？

第10回 通常総会のご案内

日時

令和3年6月22日(火)

開会:午後4時(受付開始:午後3時30分)

場所

ホテルキャメロットジャパン(横浜駅西口)

総会次第

総会

- 1 開会の辞
- 2 会長あいさつ
- 3 功労者表彰 感謝状および記念品贈呈
- 4 議長選出
- 5 議事録署名人選出
- 6 議 事
第1号議案 令和2年度収支決算報告承認の件
(会計監査報告)
報告事項 (1)令和2年度事業報告
(2)令和3年度事業計画
(3)令和3年度収支予算
第2号議案 定款一部変更承認の件
第3号議案 役員任期満了による役員改選の件
- 7 新会長あいさつ
- 8 来賓祝辞
- 9 閉会の辞

※尚、懇親会につきましては、コロナウィルス感染拡大防止、会員の皆様の健康を配慮して中止させていただくことになりました。

- * 当日出席される方はご自分の名刺をご持参ください。
- * 申込みをされた方で、急遽欠席される方は必ず事務局へご連絡ください。

総会欠席の場合は必ず委任状をご返信ください。

総会当日は、同封の議案書を必ずご持参ください。

(公社)鶴見法人会事務局

TEL.045-521-2531 FAX.045-503-2051

